

平成30年度 全国労働衛生週間

健康安全課

～こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革～

厚生労働省は、10月1日(月)から7日(日)まで、平成30年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」に決定しました。これは、こころとからだ両方の健康づくりを進め、職場で一丸となって働き方改革を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を目指すことを表しています。

今年で69回目となる全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施しており、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会、見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

本年度は、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、長時間労働者やメンタルヘルス不調者に対する面接指導などが受けられる環境の整備や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策として、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組んでいきます。

第9次粉じん障害防止総合対策について

健康安全課

最悪の職業疾病と言われるじん肺ですが、県内で2012年度から2017年度までの5年間の新規有所見者は依然として金属製品製造業で17人、ずい道以外の建設業で14人、鋳物業で4人発生しています。新潟労働局ではより一層の粉じん対策推進のため、下記を重点に、2018年度から2022年度までの5か年間を期間とする「第9次粉じん障害防止総合対策」を定めましたので、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者の措置に参加し、健康を守りましょう。

重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業(いずれも屋外を含める)に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 鋳物業に係る粉じん障害防止対策
- 5 離職後の健康管理

